

保護者 様

京都府立工業高等学校長

感染症による出席停止について

下記のような学校保健安全法第19条に該当する病気の場合、他の生徒への蔓延を防ぐため、登校してはいけないことになっています。

感染症にかかった時は、該当欠席は医師の診断に基づき出席停止として扱われますので早期に医師の診療を受け、その結果を学校に連絡してください。欠席にはなりません。

なお、感染症が完全に治って登校する時は、医師の診察を受け、下記の治癒報告書を提出してください。

記

該当の病気
別紙「学校感染症の出席停止の基準について」を参考にしてください。

※下記への記入は、全て保護者で記入してください。
※治癒後登校時に学校へこの用紙を提出するよう、お子様に御指示願います。

京都府立工業高等学校長 様

治 癒 報 告 書

生徒記入欄

生 徒 番 号	
生 徒 氏 名	

保護者等記入欄

診 察 日	令和 年 月 日
医 療 機 関	
診 断 名	
登校許可日	令和 年 月 日 から登校を許可するとのことです。
出席停止期間	※医師に診察してもらうまでの早退・欠課も含めて記入してください。 令和 年 月 日 限目から 令和 年 月 日 限目まで
記 入 者	※保護者等が記入してください（自署又は押印）。

提 出 日 令和 年 月 日